

新見市公共施設機能再配置計画【概要版】

1 計画の目的

公共施設の最適化に向け、基本的な考え方を定めた「新見市公共施設等総合管理計画」を着実に推進するため、施設機能などを調査・分析し、施設機能の再配置について具体的な方針を示す「新見市公共施設機能再配置計画」を策定します。

本計画に基づき、必要なサービスを長期的かつ安定的に提供していきます。

公共施設（公共建築物）



- ・市役所・学校・図書館
- ・公民館・消防署・公営住宅 など



新見市公共施設等総合管理計画

- 公共施設の最適化に向けた基本的な考え方
- 延床面積の削減目標
今後50年間で32.4%、今後10年間で6.5%削減

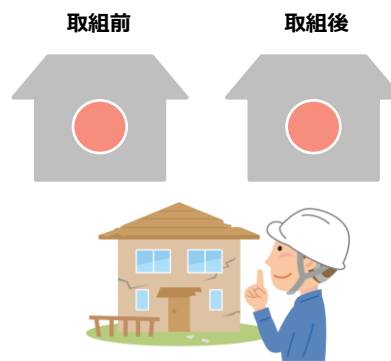
新見市公共施設機能再配置計画

- 施設機能などの調査・分析
配置状況、劣化状況、利用状況
- 具体的な方針
総量の適正化、効率的な配置、予防保全や長寿命化、機能強化、費用の縮減

2 再配置の取組

継続

大規模改修、建替えを含めた適切な維持管理と耐震化、バリアフリー化などの施設整備を図ります。

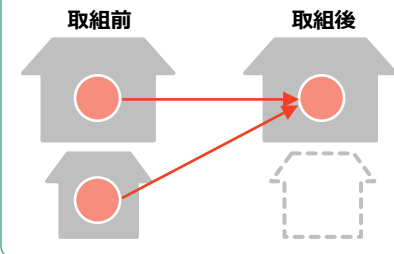


統合（集約化・複合化）

集約化・複合化により複数の施設を一つの施設にまとめます。取組後に使用する施設は「継続」とし、使用しない施設は「廃止」とします。

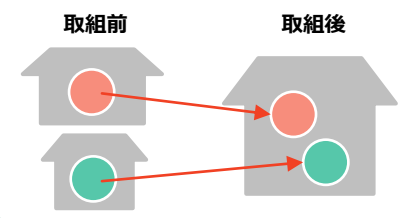
集約化

用途が同じ複数の施設を、一つの施設にまとめます。
《例：学校統合》



複合化

用途が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめます。
《例：哲西支局（庁舎、医療施設、認定こども園、図書館）》



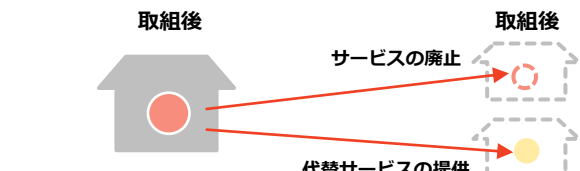
譲渡

現在の用途のまま活用することを前提に建物を譲渡します。基本的には施設整備などを行いません。



廃止

他用途への転用、売却、解体を図ります。基本的には施設整備などを行いません。



3 再配置方針

「新見市公共施設等総合管理計画」に基づき、量、質、コストを見直す方針を次のとおりとし、量の見直しにより削減又は維持の対象とする施設を明確にし、維持する施設に対しては、質とコストの見直しを行います。

『量』の見直し

◇施設配置と量の適正化

サービスが著しく低下しないように配慮します。
民間施設の活用、ソフト事業での対応など代替サービスの提供を検討します。

延床面積を減じるよう努めます。

大規模改修、建替え及び施設整備時には、統合、減築などを検討します。

再配置の取組を判断する基準を定めます。

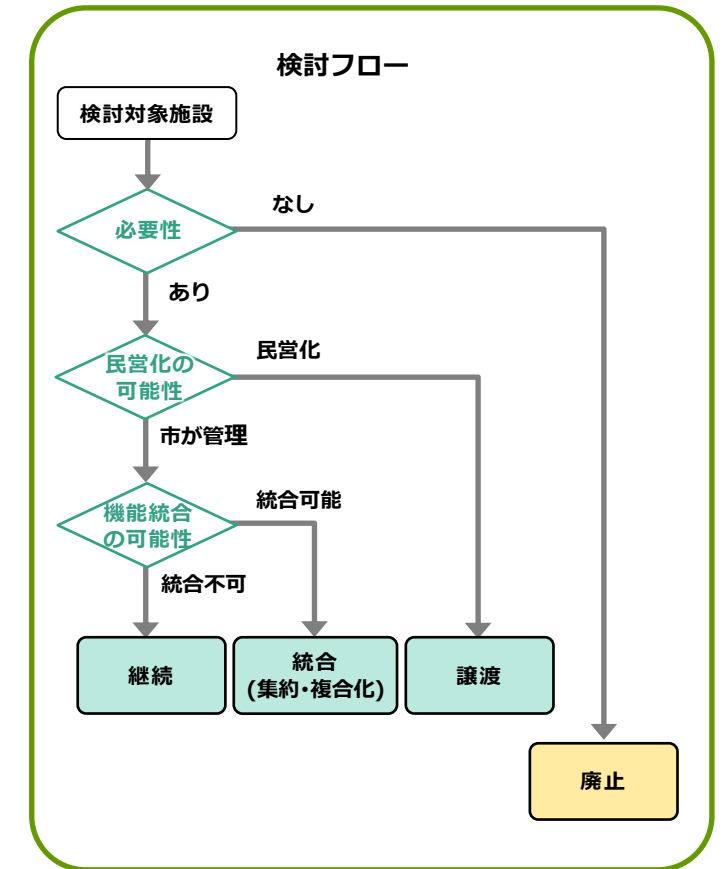
右記検討フローに従い、各項目を総合的に判断します。

特殊事情を考慮します。

上記の判断に加え、災害対策、立地状況（交通手段を含む）、人口分布（今後の推移予測を含む）などを考慮し、再配置の取組を定めます。

同一利用圏域内に1施設を基準とします。

「継続」及び「統合」の取組に対しては、利用圏域を定めます。



『質』の見直し

◇適切な維持管理と施設整備

計画的な維持管理に努めます。

定期的に点検を行い、点検結果をデータベース化することにより、計画的な施設管理に活用します。

施設利用者の安全確保に努めます。

大規模改修による長寿命化、建替え、耐震化など防災に効果的な機能の整備などを行います。

ユニバーサルデザインへの配慮に努めます。

多目的トイレなど誰でも安心して快適に利用できる機能を整備します。

緊急時に対応できるよう施設整備に努めます。

防災拠点となる施設は、空調設備、通信設備など災害時に必要となる機能を整備します。

魅力向上に努めます。

利用者のニーズや利用傾向などを把握し、施設利用の促進に有効的な設備や機能の整備と創意工夫を活かした施設運営を行います。

『コスト』の見直し

◇財政負担の軽減

ライフサイクルコストの視点による施設管理に努めます。

建設費だけでなく、維持管理、運営、修繕、解体まで事業全体にわたって必要な経費を削減するとともに、更新時期の集中を回避し、歳出の平準化に努めます。

管理運営方法の見直しに努めます。

民間活力の導入を検討し、財政負担の軽減とサービスの維持・向上を図ります。

維持管理コストの削減に努めます。

管理コストが最小となるよう、点検や更新を容易にするメンテナンス空間の確保などメンテナンス機能を整備します。

環境配慮に努めます。

地球温暖化対策など環境に配慮し、省エネルギー設備などの導入を推進します。

4 施設類型別の方向性

施設類型	方向性
集会施設	【公民館】 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を地区施設として「統合」を基本方針とします。 ● 「新見市版地域共生社会構築計画」に基づく地域運営組織の地域内に、複数の公民館がある場合は、拠点施設への「統合」を検討します。 【集会所等（公民館以外の集会施設）】 <ul style="list-style-type: none"> ● 「譲渡」を基本方針とします。 ● 関係団体と協議し、合意したものから譲渡します。 ● 公民館に相当する機能を有する施設は、公民館を含めて「統合」の検討対象とします。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として、「継続」を基本方針とします。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として、「継続」を基本方針とします。
博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として、「継続」を基本方針とします。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として、「統合」を基本方針とします。 ● 学校施設の体育館を有効活用し、他用途施設の共用を含めて、利用実績のない施設や利用者数の少ない施設については、関係団体と調整し、「廃止」を検討します。
レクリエーション・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として、「継続」を基本方針とします。 ● 指定管理者制度を活用し、収支の見合った施設は、「譲渡」を検討します。
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 「譲渡」を基本方針とします。
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を地区施設として、「継続」を基本方針とします。 ● 児童数の減少などにより適正な学校運営を行うことが困難となる場合には、地域の理解を得て、「統合」を検討します。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を地区施設として、「継続」を基本方針とします。 ● 生徒数の減少などにより適正な学校運営を行うことが困難となる場合には、地域の理解を得て、「統合」を検討します。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を広域施設として「統合」を基本方針とします。
保育所・認定こども園・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を地区施設として、「継続」を基本方針とします。 ● 入所・入園児童数の減少などにより適正な施設運営を行うことが困難となる場合には、地域の理解を得て、「統合」を検討します。
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として、「継続」を基本方針とします。
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として、「継続」を基本方針とします。 ● 指定管理者制度を活用し、収支の見合った施設は、「譲渡」を検討します。
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を広域施設として、「継続」を基本方針とします。
保健福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として、「継続」を基本方針とします。
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として、「継続」を基本方針とします。 ● 近接している施設は「統合」を検討します。
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として、「継続」を基本方針とします。
消防施設	【消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として「継続」を基本方針とします。 【消防機庫】 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として「継続」を基本方針とします。 ● 消防機庫は、消防団が管理しており、消防団組織の見直しがあれば、状況に応じて配置を検討します。

施設類型	方向性
その他行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として、「継続」を基本方針とします。 ● 市民利用はなく、施設整備を行う場合は、廃止済み施設の転用を検討します。
公営住宅	【市営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の整備計画として策定している「新見市営住宅長寿命化計画」に基づき、施設管理を推進します。 【その他公営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として、「継続」を基本方針とします。
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として、「継続」を基本方針とします。
職員住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 「廃止」を基本方針とします。 ● 今後利用が見込めない施設から廃止し、賃貸住宅など民間機能の活用を検討します。
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として、「継続」を基本方針とします。

※利用圏域分類について

施設サービスの標準的な提供範囲として、現在の施設配置状況、施設規模、利用者、利用者の交通手段などから、想定される利用圏域を定めます。

利用圏域	説明
広域施設	市全域からの利用を想定した施設
準広域施設	旧市町地域での利用を想定した施設
地区施設	地区単位（大字、小学校区など）での利用を想定した施設 ⇒国土交通省が設定している一次生活圏（基礎的な公共公益的サービスが及ぶ範囲で、半径4～6km程度）を参考として想定。
その他	特定の利用圏域に属さない施設（博物館、観光施設など）

5 計画の進行管理

各取組の効果を評価・検証し、必要に応じて見直しを行うことは非常に重要なことから、「PLAN（計画）」、「DO（実施）」、「CHECK（評価）」、「ACTION（改善）」の4段階のサイクル（PDCAサイクル）により進行管理を行います。

具体的には、毎年度、取組状況を評価し改善点などをとりまとめ、計画の前期終了時に計画の見直しを検討します。計画後期間中の評価結果は、次期計画に反映します。

また、毎年度の取組状況の評価は、建物・設備など施設状況を管理するシステムを導入し、施設の管理状況を検証するとともに、計画の見直しに直結する利用率の変化、人口推移、社会状況の変化など環境の変化がないかを検証していきます。

